

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 二 第

卷四十二第

行發日一月二年二和昭

論 叢

印紙稅廢止論 教授 法學博士 神戸 正雄

生物の美的進化 教授 理學士 川村多實二

露西亞の新經濟政策と農業 教授 法學博士 河田 嗣郎

說 苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田鳥 錦治

英國勞働黨の銀行國有論 助教 經濟學士 谷口 吉彦

物價指數の意味 講師 經濟學士 蜷川 虎三

雜 錄

町人の財力と士農兩階級 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

Populationistik につきて 教授 法學博士 財部 靜治

英吉利の國際海運收入 教授 經濟學博士 小島昌太郎

獨逸帝國銀行の發券制度 助教 法學士 汐見 三郎

法 令

健康保險特別會計規則・健康保險法施行規則

雜 錄

町人の財力と士農兩階級

—「汐見文書」の一例—

本庄榮治郎

一

徳川時代に於ては幕府が財政困難に陥りしと同しく、諸侯も窮乏に悩まされて居た。參覲交代制度や領土の轉封、大工事の御手傳の如き、或は一般生活の向上等何れも諸侯の財力を傾けしむるに與つて力ありし所である。茲に於て諸侯は勸農策や國產獎勵策を採り、租税を重課し、或は藩札を濫發して一時の急を凌ぎ、物産專賣政策を採り、御借上と稱して知行扶持を削減し、また百姓たる町人たることを問はず金錢を融通したる者には殊遇を與へ格式を賣買するに至つた。「世事見聞録」に「武家の規矩をも辨へざる領分の百姓、又は由緒もなき町人杯を頼

みて、家の内外を見せ聞せて年分暮方の宛行を請、諸事彼もの、作略に預り、或は領分知行の内、物持の百姓などへ用金を無心し、或は用立上ケ金の多少に隨ひ褒美の高下を付け、或は紋付の服を呉、又は切米扶持方など與へ、又は苗字帶刀を免し、又は格式を授けなどするなり」といひ、或は「近來家來を召抱らるにも金子何程可用立との約束にて召抱」、是を仕送り用人などと稱へて領分知行の仕置を始め、公私内外の用悉く皆この新參の家來に打任せ置く有様であつた。

二

然し諸侯の財政窮乏を纏縫する手段として、以上の外猶重要なるものは、江戸大阪京都等の富商から借財をせしこと是れであらう。「經濟錄拾遺」に「昔熊澤了介が海内諸侯の借金の數は日本に在らゆる金の數の百倍なるべしといへるは、寛文延寶の年の事なり。それより七十年を経ぬれば今は千倍なるべし」といひ、「町人考見録」が元祿前後五六十年間に大名貸其他によつ

1) 拙著、日本財政史、202頁以下
 2) 近世社會經濟叢書卷一、11頁
 3) 同上、12頁
 4) 日本經濟叢書卷六、289頁

て破産せる京都の商人のことを書き記したものであることによつても、割合に早き時代から諸侯が借金政策に依頼して居たことを知ることが出来る。而して享保十四年の著たる「經濟録」に「今の世の諸侯は、大も小も皆首をたれて町人に無心をいひ、江戸、京都、大坂其外處々の富商を憑で、其續け計にて世を渡る」とあるによつて見れば、如何に富商に依頼する所が大なりしかを知ると共に、國內の金權を掌握せる町人の勢力の如何に強大となるに至りしかを知ることが出来るやう。

三

當時諸侯は米穀其他の國産を賣拂ふために大阪又は江戸に藏屋敷を設けたものである。江戸に藏屋敷を設けたものは主として奥州の諸侯であるが、西國中國北國の諸藩を始め、關東東北の諸侯でも即ち諸侯の大部分のものが何れも大阪に藏屋敷を設け、國産を賣拂ひ、又はそれを抵當として金を借りたものである。

大阪の藏屋敷には藏役人、藏元、掛屋等の職

員がある。藏役人は各藩から出張せる役人で最初は藏元を兼ねて居たが、後に至つて町人が藏元となり藏物の出納を掌り、掛屋は藏物賣買に關して金銀の授受保管をなすものであつて往々藏元が之を兼ねて居る。大阪の掛屋は江戸の札差と共に大小武家の金融機關であつて大名の方では掛屋に對して扶持を與へ、家老同様に待遇したものである。就中鴻池善右衛門の如きは加賀、廣島、阿波、岡山、柳川の五藩の掛屋を勤め、尾州紀州の用達を兼ね、扶持米のみにても合計一萬石に達、別家にてさへ七十人扶持を受けたものがある。されば鴻善、平五(平野屋五兵衛)、天五(天王寺屋五兵衛)等巨商富豪の日常生活は大名に類する程であつたといふ。

かくの如き状態であるから藏元が藩の財政に對して有する力は實に大なるものがあつた。例へば仙臺藩に於てはその藏元を勧めしもの前後數家に及んで居るが、特に大阪の升屋平右衛門との關係は有名なものであり、海保青陵が「升小の仙臺の大身上を一人にて引受け」云々とい

- 1) 同上、128頁
- 2) 大阪昔時の信用制度 (大阪市史卷五、543頁)
幸田成女、掛屋 (經濟大辭書、420頁)
- 3) 日本經濟叢書卷十八、376頁

へる如く、升屋によつて藩の財政が左右されて居たものである。

四

凡そ武士と町人との間に一度び貸借關係が結ばるれば、容易に決済することを得ず、利息に利息を生み元金に元金が加はり、愈々深みへ陥つて行くものである。殊に不作でもあれば租税収入は減少し、臨時の用途が嵩めば新借金が必要となり、元金は愚か利息すら拂ひ得ざることとなり返済は愈々困難となりざるを得ない。そこで貸主に對して永年賦返済、利金免除等を強諒するに至る。藏元の方は利金や扶持米、附届け贈物其他の収入で大抵は十年もすれば元金は返へるわけであるから、かゝる要求にも應ずるものであるが、一方が借金を踏倒せば他方は締貸しめがしの方法によつても之に對抗するに至る。即ち用達町人仲間ものが相談して其大名には資金を融通せないこととする。その大名の役人は詮方なく舊の貸主に詫び入り贈物などをなし、古借金を返へし機嫌を取つて更に貸金を依頼するの

外なき羽目に陥る。「役人に心中無念ならめ、しかれども主君の爲めなれば武士道も捨て、町人の太鼓持をすることゝなれり」といふ有様であつた。

五

以上の一般的敘述に對して私はこゝに丹南藩の一例を擧げたい。

丹南藩は河内に在り、高一萬一千餘石である。明和の頃、大阪の和泉屋傳兵衛がその藏元であつた。「汐見文書」の中、明和四年二月の和泉屋傳兵衛よりの「乍恐書付を以奉願候」と記して差出せる文書によれば、丹南藩に於ても同様藏元の融通によつて纔かに財政をやり繰りして居たものであり、返銀は滞り新借金は相嵩む状態であつた。この状態を改善するために和泉屋傳兵衛は、今後江戸上方での借金政策を打切ることに、當時各藩がその經費の少からざる部分を投せし江戸表の經費を節減し十分取締りをなすこと、勝手向儉約を勵行すること等意見を述べて居り、若しかくの如く改革が行はるゝなら

1) 土屋喬雄、舊仙臺藩の財政状態の沿革、(國家學會雜誌第三十九卷八號)
 2) 稽古談(日本經濟叢書卷十八、263頁)
 3) 松屋筆記第一、314頁(國書刊行會本)

ば、江戸上方こそ御賄方は自ら引受け、其上、上方御物成の儀も引受けしめらるゝならば藩財政に破綻を生せしめず、且他の銀主より借銀するの必要なきやう取計ふべき旨を述べて居る。即ち一介の町人が藩政に容喙し、儉約を慫慂し、藩財政を一人で背負て立つの意氣込であるが、これを見ても如何に藏元なるものゝ勢力ありしかを想見するに足るであらう。這間事情を明かにするために、全文を録せば次の如くである。

乍恐書付を以奉願候

御家康へ御出入被爲仰付、去る申年より御藏元御掛屋被爲仰付被下難有奉存候。身不肖には御座候處去暮迄は御用向無滞相勤申候得共、是迄暮々御借銀段々相増、身不肖之私儀に御座候得ば御用向手張難相勤奉存罷在候處、別而去暮は御領分御損多御座候而、御物成諸別減少仕、其上江戸御表御臨時金等御入用多御座候に付御返濟彌相滞、且亦御在番の儀も御合力金にては難被爲濟御座候に付、去暮私共に向御返銀不被爲成下候に付、私儀は不及申上、加入之者迄畏手支難儀至極奉存候に付、段々御願奉申上候得共何分御手當無御座、御返金難被成段被御渡、乍手詰無是悲御儀共に向去暮は其儘相

雜錄 町人の財力と士農階級

渡申候得共、ケ膝に年々御借用銀高相増候而は私共御用向難取續、縦御領分何程豊年御座候共、此上御勝手向御取締り不被爲成候はては未々御取直之程無覺奉存候。然は何卒此節上々様奉初御家中様御一統ニ御儉約被爲仰付、急度御取締り不被爲成候はては、私體之者如何程御大切奉存候得共、何分御用向難相勤奉存候。依之愚意之私奉言上仕候儀重々恐多儀奉存候得共、乍近年御用向蒙御罷在候儀御座候得は、何卒此上御手支無御座御手操宜被爲成候様奉希候。乍恐江戸御表急度御取締り被爲仰付、御借用之儀は江戸御表上方共一同御斷被仰出、猶亦御勝手向嚴敷御儉約被遊御取直被下候様奉願上候。其上にて右御返金之儀は追々御返濟被遊候様仕度奉存候。右に付上々様並御家中様御一統に日川萬端諸事急度御儉約之御仕立被爲仰付、江戸御表御幕方年分三千四百兩程と、足利御領分御物成にて年々御濟被遊候様被仰付候は、御借用方年々少々宛にても御返金被爲成候は無程御借用方も相濟可申と奉存候。何分右之通年々上方御借用相増候而は自私共方えも其年々御賄元利御返濟相滞候時は、自然と及濱に候様罷成候而は御百姓方え御用向被仰付候共、第一御借用影響儀御座候得は、申々々々御賄も御指支可被成と奉愚察候左様之時は私共は不及申上御領分御百姓中も及濱に可申と其氣毒千萬奉存候。左様候而は何程御大切に奉存候て出情仕候共行届き不申御儀奉存候。右之段乍恐御賢察も可有御座と奉存候。乍此上身不肖之私共被是取集出銀仕候御賄金之儀御座候得は、其年々速に元利共御返金被下候而可成にも御用向相勤候様被爲

1) 丹南藩は下野國足利郡に於て五十郡村、助戶村、板倉村、菅田村の四村を飛地として管轄して居る。

仰付被下候様、此上御仕法御立直被下候様之御儀私並加入之者共ともに此は奉願上候。無_レ御座候はては年々御借方相重み御物成にて諸事御引足被成間敷と奉愚察候得共、乍恐御用向被仰付候共難相勤奉存候。私共儀御家回然之御儀御座候得は御大切之御家御取續之儀不申上候はては乍恐御爲にも不相成儀故、御家御勝手向御取續之儀御大切に奉存候に付奉願上候、乍恐右申上候趣被爲聞召上御賢慮之上、御仕法御立直被爲遊姫殿御僉約被爲仰付候は江戸上方とも御所方私共御請負可申上候。其上、上方御物成之儀引請被爲仰付被下候は御失墜無御座候様取捌仕、外銀主方が御信り人不被爲成候共御指文無御座候様に取斗御爲第一出情仕度奉存候。右願之趣乍恐被爲聞召、譯御賢慮被爲成下候者難行奉存候。以上

明和四年二月

和泉屋傳兵衛 印

御家老中様

御披露

この意見書に對して藩の家老共が「右願之趣委細令承知候當四月中江戸表わ罷下り議定書可指遣候。右之段相違無之候以上」とて記名調印し、更に藩主高木十水正が願書の裏面に「表書之通相違無之者也」と記して同じく調印せる如き、政治的権力者も遂に經濟的支配者の前には頭が上らず、その地位全く顛倒せる感があるで

はないか。

六

徳川時代に於ては農村を都會から引離し、農民を町人から隔離することが理想であつた。然し實際に於ては市中に近き農家は自ら市風に化せられしのみならず、農民の中には町人の生活を羨み、之を目標として進み、或は町人と縁組をなし、または農業を廢して小商業を營むものがあつた¹⁾。加之町人の資力も漸次農村に侵入したこと、考へられる。

當時農民所有の高請田畑については法律上永代賣買が禁止せられてゐたが、百姓の田畑でも高請なき開發新田、高請ある田畑と雖、浪人侍等所持のものは賣買し得たものである。否、百姓持の高請田畑と雖、名を質入に藉つて田畑を手離すことが行はれ、土地兼併の弊ありしことは一般に認められてゐる所である。俗福なる百姓は兎も角、然らざる者は田地を質にも入れて貢租及び生活の途を工面し、また或は頼母子、無業講其他類似の方法で多少とも金融の途が開

1) 拙著、近世農村問題史論、69頁以下、146頁以下、

2) 同上、159頁以下

かれてゐたものである。此等の土地の譲渡、資金融通等の場合に、必ずしも農民のみに限らず町人の資力が茲に及びしことあるべきは想像し得る所であるが、特に土地兼併による地主、新田開發による地主等には町人出のものも少くなかつたのである。¹⁾

七

新田開發の場合に町人の資力が之れに加はりしことは往々にして之を見る。例へば深野新田(大阪府北河内郡四條村の内、中河内郡孔舎衛村の内)には寶永二年四月大阪難波別院が企業主となつて開發に着手したものであるが、寺は開墾特許上納金の六割を負擔し、四割は開墾者二十四名がこれを負擔した。寺方の銀方肝煎の中には大阪町人が多かつたが、開墾者中にも多數の大阪町人が加はつて居つた。蓋彼等是一種の企業者として開墾者に加はりしものであつて實際の開墾作業は下請作人をして之に當らしめたものである。其後享保七年頃になれば深野新田の北半部を鴻池屋が有し、南半部は平野屋の手に歸して仕舞つたといふ。²⁾

また文政六年開發の政成新田(尾張國海部郡の内)が、その始めには戸田村の豪農山田彈六等七名が資金を出して之に着手せんとしたが、翌七年寛延新田大河内庄兵衛等十人の合資組織となり、やがて名古屋の富商笹屋惣助が一部の持分を譲受けて出資し、僅々數年の後なる天保二年には舊資本主はその地を賣却して概ね名古屋富商の手に歸し、笹屋惣助の如きは全面積の二割七分強を占むるに至つたといふ。³⁾

以上の如き例は尙他にも存する處であるが、當時一般に町人請負新田と稱して町人が開墾を計畫せしことありしに徴すれば、新田開發の場合に町人の資力の加はりしことは必ずしも少からざりしことであらう。

八

「汐見文書」の内には天明四年辰二月、丹南郡の丹南村、太井村、黒山村、菅生村、菅生出在家村、東野村、北野田村、南餘部村、原寺村、北餘部村、北村、野村、檜山村、西川村、丹下村、丹北郡の一津屋村、向井村、清水村、高木

- 1) 小野武夫、近世地主の發達に關する考察(法政大學論集第一卷一號參照)
- 2) 小野武夫、農民經濟史研究、242-256頁
- 3) 牧野信之助、近世開墾の發達特に受負新田に就て(歴史地理二十五卷四號)
- 4) 例へば古事類苑、政治部三、1215頁參照

村、堀村、池内村、志紀郡の西老原村、東老原村等即ち丹南藩河内國內領地の全村に亘つて各村の年寄庄屋等五十九人連印の一札がある。それによれば最初元銀六十貫匁の融通を和泉屋傳兵衛より受けしものが、安永九子年では利金が積つて銀高百八十八貫五百四十匁となり、それを翌天明元丑年より二十ヶ年賦で返済すべき約束の處、僅かに七貫百參拾匁だけ返済し、殘額百八拾壹貫四百拾匁未済のまゝであつたが、種々交渉の結果、利金全免、元銀六拾貫匁 減額し、天明四辰年よ 二十ヶ年賦とし、毎歲銀三貫匁宛毎年末に返済することゝして契約を更新するに至つた。その全文は次の如くである。

借用申銀子之事

合銀六拾貫匁也

文丁銀

右之銀子我々五十九人中に隨に請取借用申所實正也。然る上は當辰年か來る亥年迄壹ヶ年に銀三貫匁宛二十ヶ年賦に毎年十二月申返済可仕候。萬一連印形之内如何様之指支出來仕候共相殘る者共か無遅滯急度返済可仕候。爲後日借用證文仍如件

天明四年辰二月

五十九人連印

和泉屋傳兵衛殿

添一札之事

一銀高百八拾八貫五百四拾匁去る子十二月證文を以我々中に借用共、右返済之儀丑年か申年迄二十ヶ年賦に返済可仕之段証文表相極候處、年々臨時差支出來仕、右銀高之内え漸く是迄年々銀高七貫百參拾匁和渡、右年賦殘銀百八拾壹貫四百拾匁相滯不埒仕候。此度右難澁ニ付御頼申入候而右銀高元銀六拾貫匁に減少被成被下候様段々御頼申入候處、御了簡を以御承知被下念、則別紙本證文相改借用仕候處實正に御座候。然る上は右返済之儀者當辰年か二十ヶ年賦に毎年無遅滯急度返済可仕候右之趣我々共連印形仕候上は無相違銀子返済可仕候。萬一連印之内如何様之差支出來仕候共相殘る者共か無遅滯急度返済可仕候爲後證一札仍如件

天明四年辰二月

五拾九人連印

右前書之趣逐一致承知候ニ付與印仍如件

和泉屋傳兵衛殿

鈴木金兵衛印

右は丹南藩下河内全村の年寄庄屋の負債となつて居るから、農民個人の借金ではなく、また如何なる用途に供せられたものであるか、右の一札のみでは判明せないが、或は貢租の工面、

若くは藩に對する用金、其他藩に對する關係から、全村で借金を背負ふに至つたものであるかも知れない。然しその用途の何たるを問はず、農民が町人の融通を受けて居た事實の一面を示すに足るものと考へる。

九

要するに徳川時代に於て、政治的権力者たる武士階級や生産階級たる農民が、何れも被支配階級不生産階級として考へられてゐた町人に對して、經濟上に於ては屈服せざるを得ざりしことは今更いふ迄もない所であるが、偶々「汐見文書」を一覽するの機會を得、右の二文書によつてその一端を明かにし得るものありしを以て、敢てこの一文を草せし所以である。